

出席停止の基準について(令和 5 年 5 月 8 日以降)

児童生徒本人が感染した場合

【出席停止の期間】

有症状の場合 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日(軽快した日は 0 日目)を経過するまで

無症状の場合 検体を採取した日から 5 日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(息苦しさ、咳、痰がらみ)が改善傾向にある状態を指します。

※「発症した日」「検体を採取した日」の翌日を、「1 日目」として数えます。

※同居家族が感染した場合でも、児童生徒本人の行動制限は行われないことから、自宅待機の必要はありません。

出席停止期間	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目
児童生徒本人 の感染が判明 した場合		発症日の翌日 (無症状の場合は検体採取日の翌日)				
	発症	(有症状) 発症した後 5 日 かつ 症状軽快後 1 日経過まで				
	検体採取	(無症状) 検体採取日から 5 日経過まで				

状況に応じて
伸びます



○ 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。

○ 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合は、すみやかに学校への連絡をお願いします。